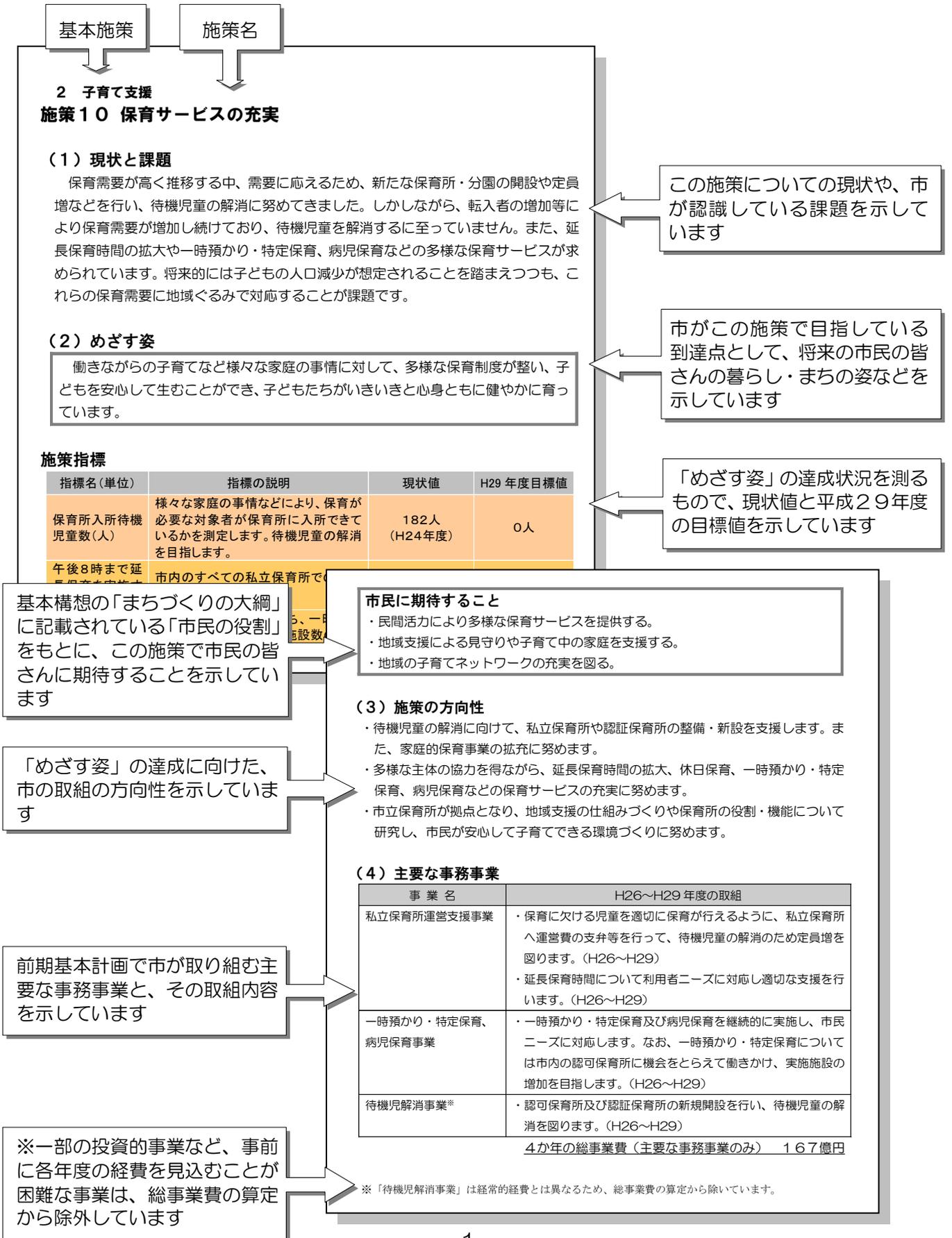


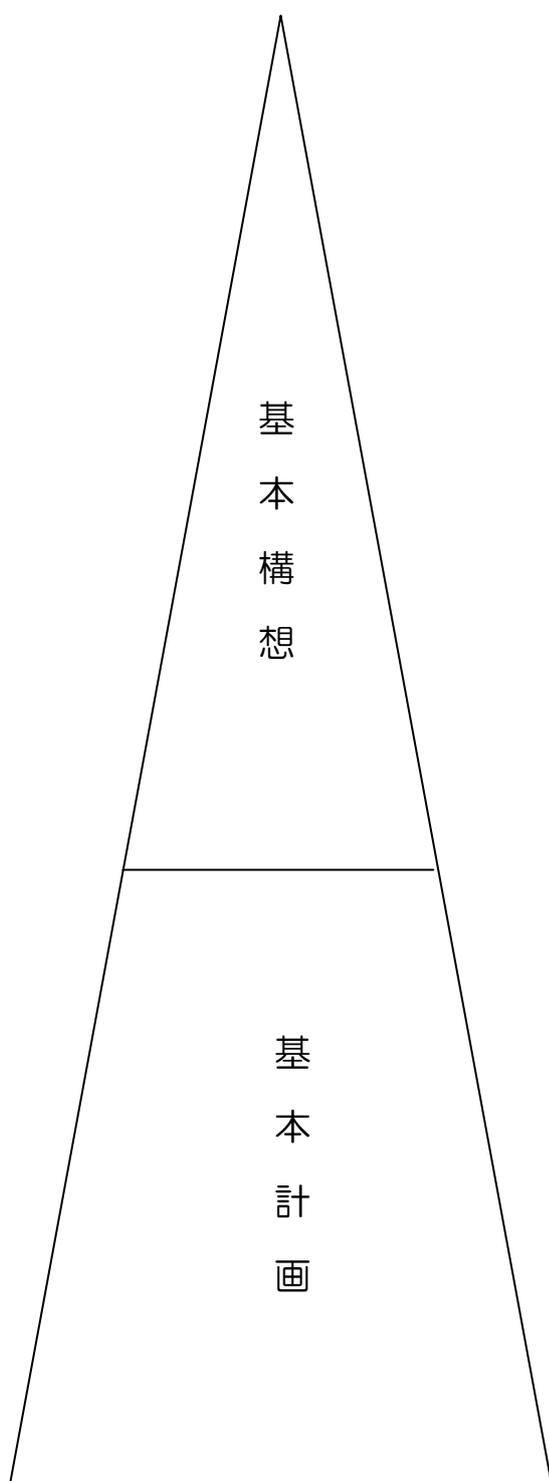
第 6 次府中市総合計画 前期基本計画素案（各施策の取組内容）

○各施策の取組内容の見方



○施策体系の見方

第6次府中市総合計画は、基本構想、基本計画の2階層で構成され、それぞれの中で、都市像をはじめ、基本目標、基本施策、施策、主要な事務事業を示しています。其々の関係や内容を体系的に示すと、次のようになります。



(具体例)

都市像	みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち	第6次府中市総合計画における最上位の目標です。
-----	----------------------------	-------------------------

基本目標	1 人と人が 支え合い幸 せを感じるま ち	都市像を実現するために、4つの基本目標を掲げています。
------	--------------------------------	-----------------------------

基本施策	1 健康づく りの推進	各基本目標を実現するための基本的な施策を分野別に示しています。
------	----------------	---------------------------------

施策	1 健康づく りの支援	各基本施策を実現するためのより具体的な施策を示しています。
----	----------------	-------------------------------

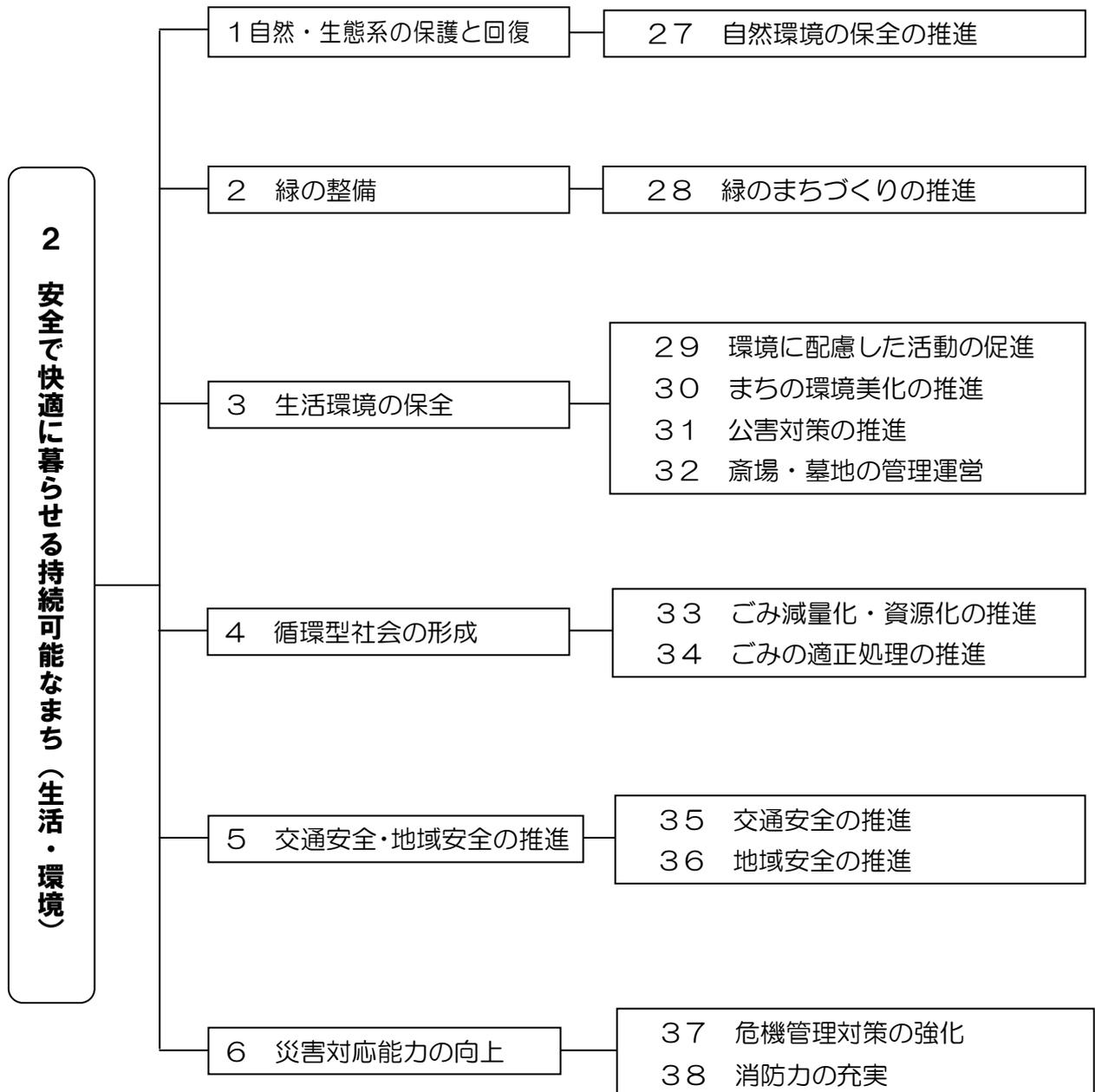
事務事業	健康管理支援 事業	各施策を実現するための具体的な事務事業のうち、主要なものを記載しています。
------	--------------	---------------------------------------

2 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）

基本目標

基本施策

施策



1 自然・生態系の保護と回復

施策27 自然環境の保全の推進

(1) 現状と課題

私たちの暮らしは身近にある自然や様々な生きものが生息・生育する中で、それらもたらす様々な恵みを受けることによって成り立ってきましたが、近年、開発等の人間活動による生態系の破壊や生物種の減少、社会構造の変化に伴う里地里山等に対する人間による働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱が進行しており、豊かであるはずの自然が失われつつあります。

このため、自然環境や生態系の現状を把握し、生きものの生息・生育空間となる身近な緑地や水辺等を保全する活動、絶滅のおそれのある種の保護及び生態系をかく乱するおそれのある外来種の駆除など、地域の特性に応じた生物多様性を保全するために、良好な自然環境の保護・回復に取り組む必要があります。

(2) めざす姿

浅間山、府中崖線、けやき並木や多摩川などの身近な自然環境を次の世代に受継ぐべき貴重な資産として認識し、生物多様性の維持・回復に努めたことによって、豊かな自然の恵みを受けることができる自然共生社会の実現が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合(%)	自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合を増やすことに努めます。	8.4% (H23年度)	20.0%
水辺の楽校に参加した児童の人数(人)	多摩川を活用した自然環境学習、体験学習、小学校の総合学習支援を行っています。次代を担う子ども達が身近な自然である多摩川に慣れ親しみ、身近な自然の大切さを学ぶ貴重な機会をより多く提供するように努めます。	1,662人 (H23年度)	2,000人

市民に期待すること

- ・自然とふれあうことで、身近にある貴重な自然の恵みの恩恵を実感する機会を増やし、積極的に自然環境の保全活動に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・人と自然の豊かな関係を再構築するため、科学的知見に基づくとともに、予防的観点に立って自然共生社会の実現を目指して良好な自然環境を保護・回復する仕組みをつくり、各主体が自然環境を保全するための活動を促進します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
自然保護啓発普及事業	<ul style="list-style-type: none">・自然保護啓発普及事業を実施します。(H26～H29)・水と緑のウォーキングマップを作成します。(H26～H29)
自然環境調査員活動事業	<ul style="list-style-type: none">・身近な生きもの調査を実施します。(H26～H29)・自然保護活動を自主的かつ積極的に行います。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.1億円

2 緑の整備

施策28 緑のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

都市化が進展する中、緑が減少傾向にあることから、法制度等を適切に運用するほか、市民活動の効果的な支援のあり方を検討し、緑の保全を図る必要があります。また、市の事業や市民、事業者の協力等により緑化が推進されていますが、地域の特徴や緑の多様な機能を踏まえた、より質の高い緑の空間づくりを進める必要があります。

公園については、水と緑のネットワークの形成を基本的な考え方とした整備を進めるとともに、災害時や地域活動など多角的に活用できるようにするため、機能の充実を図る必要があります。また、だれもが親しむことができる公園とするため、市民や事業者とともに公園づくりに取り組む必要があります。

(2) めざす姿

市内のまとまった樹林や地域に残る樹木等が保全されるとともに、身近な生活空間の緑が増え、水と緑が輝く潤いのあるまちが形成されています。また、水と緑が持つ様々な機能を高めるため、市民や事業者と市が協働して緑のまちづくりに取り組んでいます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市の面積に対する緑地の割合(%)	市内の緑地面積を府中市面積で除して算出した数値です。緑地の増加を目指します。	24.7% (H24年度)	25.6%
緑化協議による緑地確保面積(ha)	府中市地域まちづくり条例に基づく緑化協議により確保された緑地の面積です。事業者の協力による緑地の増加を目指します。	29ha (H24年度)	47ha
市民1人当たりの都市公園面積(m ² /人)	都市公園面積を府中市の人口で除して算出した数値です。1人当たりの面積の増加を目指します。	7.04m ² /人 (H24年度)	7.29m ² /人

市民に期待すること

- ・ 緑を大切にする意識を高め、緑に関する知識を共有する。
- ・ 自宅敷地内や所有地内の緑の保全や緑化の推進に努める。
- ・ 身近な公園づくりや公園の管理運営に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ 既存の緑の保全に向けて、土地所有者の協力を得ながら、法律や条例に基づく地域制緑地制度*等の運用や管理支援等を行います。
- ・ 質の高い緑の空間づくりを進めるため、周辺環境や樹木等の特徴を踏まえた緑化を推進するとともに、市民の緑化活動を支援します。
- ・ 水と緑のネットワークの形成の考え方に基づき、緑の拠点や市民のだれもが歩いて行ける範囲等に公園の整備を進めます。
- ・ 公園機能の充実を図るため、各公園の利用目的に即した公園施設の整備を推進するとともに、公園施設の適切な維持管理を行います。
- ・ 市民や事業者との協働による魅力ある公園づくりや公園の管理運営を進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
まちかど空間緑化推進事業	・ 公共花壇の適切な維持管理を進めます。(H26～H29) ・ 市民花壇に対して花苗等を提供します。(H26～H29)
公園緑地等維持管理事業	・ 市民が快適に公園、緑地等が利用できるよう適切に維持管理を行います。(H26～H29)
公園緑地等整備事業*	・ 公園、緑地、緑道等の新設、改修(四谷さくら公園等)など、水と緑に係る整備を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 1.6億円

※「公園緑地等整備事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

*「地域制緑地制度」とは、緑地の保全や緑化を推進するために、法律や条例に基づき、一定の土地の区域に対して、土地利用や開発事業を規制する制度です。

3 生活環境の保全

施策29 環境に配慮した活動の促進

(1) 現状と課題

市では、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化の防止のため、環境啓発イベントや環境学習講座の実施、省エネルギーの推進など、様々な環境活動を行っていますが、市民や事業者に十分に浸透できていないのが現状です。

環境に配慮した活動が十分浸透するよう、環境保全活動センターを拠点として、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、拡めていくことが求められています。

(2) めざす姿

環境保全に関する適切な情報の提供や交流を行うことにより、市民一人ひとりが環境に対して高い意識を持ち、積極的に環境に配慮した行動を実践しています。また、地球温暖化を防止し地球環境を保全するため、エネルギー消費や環境負荷を低減する活動を実施し、環境にやさしい生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	市では、平成32年度までに、平成2年度における排出量の15%以上の削減(「府中市地球温暖化対策地域推進計画」での設定値)を目指します。	917.5千t-CO ₂ (H2年度) ※府中市の二酸化炭素排出量	15%以上の削減(H32年度)
環境学習講座の実施回数(回)	環境学習講座の年10回開催を目指します。	—	10回
小・中学校への雨水浸透施設及び貯留施設の設置数(校)	雨水浸透施設及び貯留施設の小・中学校への設置数です。小・中学校全校に設置することを目指します。	4校(H23年度)	7校

市民に期待すること

- ・積極的に環境についての情報交換の場に参加し、正確な知識をもつ。
- ・環境啓発イベントや環境学習講座に参加し、環境に配慮した活動を実践する。

(3) 施策の方向性

- ・市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発事業を継続して実施するとともに、市民が環境について自ら学ぶ機会を支援するため、環境保全活動センターが連携先等の調整役(コーディネーター)や自発的な行動に繋げていく促進役(ファシリテーター)として各種事業を展開します。
- ・また、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量を抑制します。
- ・さらに、太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギー活動、グリーン購入の普及啓発を行い、市民が環境にやさしい生活スタイルへ転換するよう進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
環境マネジメントシステム運営事業	・法令、都条例に基づく届出を毎年提出し、法令を順守します。 また、市の公共施設において、管理標準を作成し、エネルギー使用量を計画的に削減します。(H26~H29)
環境保全活動事業	・環境保全活動センターを拠点とし、市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発事業を実施するとともに、広く市民に環境学習の機会並びに交流及び活動の場を提供します。(H26~H29)
地球温暖化対策事業	・姉妹都市である長野県佐久穂町の町有林におけるCO ₂ の吸収分と、府中市から排出されるゴミ袋を焼却する際に発生するCO ₂ の一部との相殺を図り、地球温暖化を防止します。(H26~H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 1億円

3 生活環境の保全

施策30 まちの環境美化の推進

(1) 現状と課題

市民、事業者と協力し環境美化啓発活動や清掃活動を行っています。市内全域でごみ、たばこのポイ捨てなどを禁止行為とし、市内5駅周辺に環境美化推進地区を定め、重点的に施策を展開しています。さらに、環境美化推進地区の道路を喫煙禁止区域とし、路上喫煙を禁止しています。また、各種啓発活動などを行い、環境美化に対する市民意識の高揚とまちの環境美化に努めています。しかし、まちの美観を損ねるたばこや空き缶のポイ捨ての改善が図られていません。

「府中市まちの環境美化条例」の内容を市民や事業者などへ周知徹底するとともに、すべての市民が高い美化意識を持ち、美しいまちを維持するための事業を検討する必要があります。

(2) めざす姿

市民と市が協力し、まちの美化推進を行うことで、全ての市民がごみやたばこのポイ捨て、路上喫煙、ペットの糞の放置をしないなど、高い美化意識を持ち、美しく快適な環境を維持しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
周辺の美化清掃を実施した駅数(駅)	環境美化推進地区内にある5駅のうち周辺の美化清掃を実施した駅数です。全5駅での実施を目指します。	2駅 (H23年度)	5駅
自主的な清掃活動への参加者数(団体)	美化意識の啓発を推進し、市民、事業者による自主的な清掃活動の参加団体数の増加を目指します。	70団体 (H23年度)	77団体
美化活動における府中駅周辺の収集ごみ量(キログラム/回)	地域安全・環境美化の日美化活動において府中駅周辺で収集されたびん・缶・ペットボトルの1回あたりの収集量の減少を目指します。	52.8kg (H23年度)	39.6kg

市民に期待すること

- ・積極的に、地域の清掃活動に参加する。
- ・一人ひとりがポイ捨てや路上喫煙の禁止を守り、犬の糞を片付けるなど、マナー意識を持つ。

(3) 施策の方向性

- ・ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙のマナーアップなど環境美化の啓発活動を引き続き実施します。
- ・ごみ袋の配付・回収などを通じて自治会や事業者などの団体が自主的な清掃活動を支援します。
- ・環境美化推進地区の美化推進をすることで、市民の美化意識の高揚につなげます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
環境美化推進事業	・環境美化活動を実施する地域を増やし、より多くの地域で啓発活動を実施します。また、自主清掃の参加者を増やすため、事業の周知を図ります。(H26～H29)
空き家・空き地等対策事業	・指導の徹底を図るため条例等を検討します。(H26) ・現況の把握(職員による調査、地元自治会と連携を図り情報提供を受ける)に努めます。(H26～H29) ・所有者、管理者への適正な管理の指導を行います。(H26～H29) ・関係部署との連携をとり市民の安全な生活環境を確保します。(H26～H29)
市民清掃活動事業	・多摩川清掃市民運動をより、楽しく魅力的な事業とするべく、市内のさらに多くのスポーツチームなどに参加をお願いします。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 0.5億円

3 生活環境の保全

施策3 1 公害対策の推進

(1) 現状と課題

水質調査や騒音調査、大気調査などを継続的に実施し、国等が定める基準値を継続的に維持するように努めています。

公害問題に関しては、苦情に対する内容が複雑化していることや、地域間での繋がりも希薄化しているため、即解決に至ることが難しいケースがありますが、国、都、近隣市など関係機関とのさらなる連携を図り、複雑化した公害問題にも迅速に対応する必要があります。

また、東日本大震災発生に伴い、新たに放射能問題への対応が課題となっています。

(2) めざす姿

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下を中心としたいわゆる典型7公害の監視体制が継続されており、事業者に対し指導、助言等を行うことにより公害の発生が未然に防止されています。また、市民、事業者が積極的に環境活動に取り組み、快適に過ごせる環境が保全されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市民1,000人当たりの公害苦情件数(件)	年間の苦情受付件数を人口で除して算出した数値です。	0.39件 (H23年度)	0.33件
騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合(%)	毎年度実施される市民意識調査結果で把握した数値です。	15.1% (H23年度)	13.5%

市民に期待すること

- ・近隣に配慮し、公害の防止に努める。
- ・環境への負荷の低減に努める。

(3) 施策の方向性

- ・公害問題は、急に新たな問題が発生することもあり、予測が難しい問題ですが、水質調査、騒音調査、振動調査、大気調査、放射能対策などを継続的に実施し、監視します。
- ・公害防止のための指導や支援、情報提供などを行っていきます。
- ・公害の苦情・相談の受付体制を充実させるとともに、国・都・関係機関との連携を密に図り、新たな公害問題にも迅速に対応します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
公害防止指導対策事業	・公害の苦情、相談を受け付け対応します。(H26～H29) ・騒音・振動調査、交通量調査、大気調査などを継続的に実施し、監視します。(H26～H29)
環境衛生分析調査事業	・水質調査、ダイオキシン類調査などを継続的に実施し、監視します。(H26～H29) ・放射性物質・放射線測定調査を継続的に実施し、監視します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

3 生活環境の保全

施策32 斎場・墓地の管理運営

(1) 現状と課題

火葬件数はここ数年逡増してきており、式場利用も増えると思込まれる一方で、葬儀の有り様の変化を反映させて安定的な運営を図る必要があります。

また、稲城市内の南山東部土地区画整理事業地内に墓地及びメモリアルホールを整備するために、平成24年度に稲城・府中墓苑組合を設立しました。今後、同組合を主体として、墓地等の整備及び管理運営を行うにあたり、運営計画を十分に検討し、計画的かつ効率的な運営を行う必要があります。

(2) めざす姿

府中の森市民聖苑が安定的・効率的に運営され、市民が葬儀等をつつがなく執り行うことができます。

また、稲城市と共同して墓地及びメモリアルホールを整備し、安定的かつ持続性の高い公営の墓地を求める市民の需要に応えています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
斎場待ち日数(日)	式が円滑に行えるよう年間を通じての最大待ち日数を指標とし、施設の効率的運営等で待ち日数の減少を目指します。	9日 (H23年度)	8日
市民墓地の供用開始	稲城市と共同で市民墓地の整備を行います。	準備	供用開始

市民に期待すること

- ・市民聖苑での葬儀の有り様の多様化に宗門等も応えていく。
- ・公営墓地を整備する必要性等を理解する。

(3) 施策の方向性

- ・葬儀の多様化・簡略化に対応できる施設運営を行い、安定的なサービス提供を図ります。
- ・稲城市と共同して設立した稲城・府中墓苑組合を主体として、市民の意向に沿った墓地を整備し、計画的かつ効率的に墓地の供給等を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
府中の森市民聖苑管理運営※	・効率的な施設の運営により、宗教や宗派にかかわらず、通夜、告別式、火葬、法要などの一連の行事を行える場としていきます。今後の取組みとしては、継続的に安定した運営を図るため、施設及び設備の改修整備を行っていきます。(H26～H29)
市民墓地の整備	・稲城市と共同して設立した稲城・府中墓苑組合を主体として、市民の意向に沿った墓地を整備し、計画的かつ効率的に墓地の供給等を行うとともに、墓地の管理運営を行っていきます。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 11億円

※「府中の森市民聖苑管理運営」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

4 循環型社会の形成

施策33 ごみ減量化・資源化の推進

(1) 現状と課題

ごみの収集方法を変更するとともに、啓発や分別指導を行い、ごみの排出抑制に関する意識が浸透してきたことにより、ごみの収集量が減少してきました。今後は、市民一人ひとりのより一層のごみに対する意識啓発を図り、さらなるごみの減量、資源化のための施策を積極的に展開する必要があります。

(2) めざす姿

ごみの減量や資源化を推進し、環境負荷の低い循環型社会が形成され、ごみの発生が抑制されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合(%)	ごみの減量やリサイクルに対する市民の意識向上を目指します。	91.6% (H23年度)	93.0%
市民一人当たりのごみ・資源の排出量(g/日)	家庭系燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、事業系可燃ごみの排出量を合計した総ごみ量の減少を目指します。	645g (H23年度)	595g

市民に期待すること

- ・リサイクル（資源化）からリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を意識した生活への転換を図り、環境負荷の低い循環型社会の形成に取り組む。

（３）施策の方向性

- ・市民・事業者・行政の３者の協働によりごみ減量に取り組んでいくことを目的にごみゼロ会議（仮称）を設置し、ごみの減量・リサイクルを進めます。
- ・集団回収未実施地域の自治会や大規模集合住宅に働きかけを行い集団回収の拡充に努めます。
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどに回収容器の設置を依頼し、店頭回収の拡充に努めます。
- ・燃やすごみの大半を占める生ごみに対する水切りの徹底化と再資源化に努めます。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
集団回収推進事業	・ 集団回収事業を積極的に推進し、資源物の行政収集を縮小します。（H26～H29）
ごみ減量運動啓発事業	・ 実際にごみを排出する市民・事業者への啓発事業を積極的に展開し、排出者の意識向上を図ります。（H26～H29）
生ごみ資源有効活用推進事業	・ 現在、南白糸台小で行っているモデル事業について、給食残さからの堆肥生成について一定の効果があったことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化についても研究を進めていきます。（H26～H29）

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 5億円

4 循環型社会の形成

施策34 ごみの適正処理の推進

(1) 現状と課題

焼却灰をエコセメントとして再利用するエコセメント化事業の開始により最終処分場での埋立処分量はゼロになりました。他方、燃やすごみの焼却や資源物の選別処理などを行う中間処理施設においても施設の延命化を図るために、適正処理を推進する必要があります。

(2) めざす姿

ごみの収集・中間処理・最終処分の各段階において適正な処理を推進することにより、施設の延命化が進んでいます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
最終処分場への搬入量(t)	最終処分場への搬入量の減少を目指します。	1,954t (H23年度)	1,800t
1人あたりの多摩川衛生組合への搬入量 (g/日)	多摩川衛生組合への搬入量を示します。減少を目指します。	465g (H23年度)	430g
1人あたりのリサイクルプラザへの搬入量 (g/日)	リサイクルプラザへの搬入量を示します。減少を目指します。	146g (H23年度)	135g

市民に期待すること

- ・ごみを出さない、ごみにならないことを意識した消費者行動を行う。
- ・ごみ排出後の処理の過程を理解し、排出ルールを厳守する。

(3) 施策の方向性

- ・新たな資源化品目や処理方法を模索し、各施設への搬入量の減少を目指します。
- ・各施設において適正に処理を行い、効率的な施設運用を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
廃棄物収集運搬事業	・ごみの収集運搬については、排出ルールに基づいて収集し、各中間処理施設へ搬入します。(H26～H29)
多摩川衛生組合管理運営事業	・本市の燃やすごみを焼却処理している多摩川衛生組合の運営については、他の構成市とも連携しながら、安定的かつ効率的な運営に努めます。(H26～H29)
リサイクルプラザ管理運営事業	・燃やさないごみや粗大ごみの分別処理や有価物の売却など、適正な処理に努めます。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 74億円

5 交通安全、地域安全の推進

施策35 交通安全の推進

(1) 現状と課題

駅周辺に自転車駐車を整備するとともに放置自転車対策を行い、放置自転車の削減に努めてきましたが、自転車駐車が整備されていない駅周辺地域では、効果的な放置自転車対策が講じられていません。また、市民に自転車運転のルールやマナーが正しく理解されていないため、交通事故発生件数に占める自転車事故の割合は高い状況にあります。

市民の良好な生活環境を守り交通事故を減少させるため、引き続き自転車駐車場や交通安全施設を整備するとともに、市民一人ひとりの交通安全意識を向上させることが課題です。

(2) めざす姿

交通安全のルールやマナーの啓発活動を徹底するとともに、自転車駐車場や交通安全施設等の整備及び放置自転車対策が拡充されたことで、市民が安心して暮らしています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
安心して歩道を通行することができると感じる市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数字です。増加を目指します。	28.9% (H23年度)	35.0%
交通事故発生件数(1,000人あたり・件)	市民1,000人あたりの交通事故発生件数です。事故発生件数の減少を目指します。	3.2件 (H23年度)	4件以下
自転車駐車場収容可能台数(台)	放置自転車の削減に向け自転車駐車場を整備し、収容可能台数の増加を目指します。	21,292台 (H23年度)	21,600台

市民に期待すること

- ・各関係団体、自治会又はPTA等が地域に密着した交通安全運動を自主的に行う。
- ・自転車は路上に放置してはいけないことを理解し、自転車駐車を積極的に利用する。

(3) 施策の方向性

- ・スクールゾーンやコミュニティゾーンなどの指定や、違法駐車取締り強化など、警察署や各関係団体の協力を得ながら、交通事故の減少に向けて交通環境の整備を推進します。
- ・市民、団体又は事業者等が、交通安全活動等を自主的に行える仕組みを考案し、実現します。
- ・道路管理者や協力団体と調整を図りながら、自転車駐車の整備を進めるとともに、放置自転車対策を強化し市民の良好な生活環境を確保します。
- ・自転車駐車場、市営駐車場及び交通安全施設については必要に応じ修繕又は整備を行います。
- ・自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、地域の交通安全協会等と連携して自転車競技大会等の活動を推進します。また、自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車走行空間の整備に向けた検討を自転車走行空間に関する協議会（東京都、東八道路沿線四市で構成）と連携し、進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
交通安全啓発事業	・交通安全の普及を図るため、警察や関係団体などと協力しながら啓発活動を行います。(H26～H29)
駅周辺自転車対策事業	・市内の各駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車利用者に対し自転車駐車場に駐車するよう誘導を行うとともに、放置自転車の撤去を行い、良好な生活環境の確保に努めます。また、保管所を統合し、自転車返還業務の経費削減に努めます。(H26～H29)
自転車駐車場管理運営事業	・市立自転車駐車場の円滑な業務運営を目的に、管理運営、清掃、警備、設備点検等の業務委託を行うとともに、自転車の安全利用を推進するため、自転車無料点検を行います。また、施設が老朽化しているため、設備等の修繕を適宜行います。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 6億円

5 交通安全、地域安全の推進

施策36 地域安全の推進

(1) 現状と課題

防犯協会や市民主体の自主防犯パトロールの効果により、犯罪発生件数は年々減少していますが、凶悪事件の報道やたばこのポイ捨て等のマナー違反により、市民が感じる治安に対するイメージは良くなっているとはいえません。安全で安心して暮らせるまちづくりには行政機関による施策展開だけでは限界があり、市民による自主防犯活動が必要不可欠です。しかし、現状は各団体の防犯意識の違いから、防犯パトロールの実施にまで至らない団体も少なくありません。このようなことから、各団体の意見を汲んだ効率的な支援を実施し、「自分たちのまちは自分たちで守ろう！」という気概に満ちた自主防犯活動の活性化を図る必要があります。

(2) めざす姿

市民誰もが安全に安心して暮らせるよう、市民・事業者・関係団体・市の連携により防犯体制が整備され、それぞれの地域での支えあいや助け合いが行われることで、市民一人ひとりの防犯意識が向上し、自主防犯活動も活発に展開され、犯罪の少ない住みよいまちになっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
犯罪発生件数(件)	防犯カメラ等機器の整備を継続し、市内での犯罪発生件数の減少を目指します。	2,721件 (H23年)	2,600件
地域の治安が悪化していると感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果(平成18年度40.7%)の更なる減少を目指します。	22.4% (H23年)	20.0%
地域安全リーダー数(人)	自主防犯活動の核となる地域安全リーダーの増加を目指します。	300人 (H24年)	450人

市民に期待すること

- ・ 自主防犯活動に若い世代の人も積極的に参加する。
- ・ 高い防犯意識と助け合いの精神を共有する。

(3) 施策の方向性

- ・ 市民の防犯意識の向上と、見守りや助け合いの心を醸成する活動を推進します。
- ・ 自治会・町内会主体の自主防犯活動を支援します。
- ・ 地域の雰囲気やまち並み（景観）の風紀が損なわれないよう整備することで、犯罪者が犯罪を行う心境にまで至らないようなまちづくりを進めてゆきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
防犯意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心まちづくりに向けた自主防犯活動の支援を行います。(H26～H29)・ 警察や関係団体と協力し、イベント等防犯活動の活性化に努めます。(H26～H29)・ 暴力団排除条例施行に伴う啓発活動を行います。(H26～H29)
安全安心まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 経年劣化による防犯カメラの修繕、再開発に伴う移設と維持管理、増設を進めます。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.1億円

6 災害対応能力の向上

施策37 危機管理対策の強化

(1) 現状と課題

本市では、総合防災訓練や水防訓練の実施等により、防災関係機関との連携強化や、防災意識の啓発に努めてきました。

また、地域防災計画の整備や当該計画に係るマニュアル策定のほか、全国瞬時警報システムの整備、他自治体との災害時応援協定の締結、災害時用備蓄品の整備、地域防災訓練の支援等により、災害対応能力の向上に努めてきました。

今後は、情報伝達手段の麻痺や、帰宅困難者の発生、避難生活の長期化など、東日本大震災で明らかになった新たな課題にも的確に対応できるよう、更なる防災対策の強化に努めていく必要があります。

(2) めざす姿

市民一人ひとりが日ごろから災害に備えるとともに、自助・共助について理解し、大規模災害時には、市民自らが的確に行動できるようになっています。また、市では、災害応急対策を迅速に実施し、被害を最小限に抑える態勢が整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
日ごろから家庭で災害に対する備えをしている市民の割合(%)	まずは家庭でできること(自宅の耐震補強や家具の転倒防止等)を行うことが防災・減災の基本となりますので、この割合の増加を目指します。	—	80.0%
「避難所運営マニュアル」が策定された一次避難所数(箇所)	一次避難所ごとに「避難所運営マニュアル」の策定を進めています。増加を目指します。	—	34箇所
災害時の避難場所を知っている市民の割合(%)	大規模災害時に避難する「避難場所」を知っておく必要があります。増加を目指します。	77.9% (H23年度)	85.0%

市民に期待すること

- ・自分の命は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の意識を持ち、住宅の耐震化や地域の防災訓練等に自発的に取り組む。
- ・大規模災害時の行動について、日ごろから家族・地域で話し合う。

(3) 施策の方向性

- ・災害時に必要となる情報を迅速かつ正確に市民に伝えられるよう、情報伝達手段の充実を図ります。
- ・避難所となる市立学校などの公共施設において、生活必需品や災害用資材等の備蓄を計画的に進めます。
- ・災害時における対策強化のため、他自治体や民間企業等との協定の締結を推進します。
- ・市民の防災意識を高めるため、自主防災組織の活性化に取り組むとともに、地域住民による防災訓練を支援します。
- ・防災行動力を高めるため、より実効性のある総合防災訓練を実施します。
- ・地域住民の主体的な取組による「避難所運営マニュアル」の策定を支援します。
- ・町会、自治会、管理組合単位での防災マニュアルの策定を支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
防災意識啓発事業	・合同水防訓練や総合防災訓練の実施、起震車の派遣等により、防災関係機関との連携強化や、市民の防災意識の啓発に努めます。(H26～H29)
地域防災計画策定事業	・府中市地域防災計画及び当該計画に係る各種マニュアル等を整備するとともに、各種訓練を実施することにより、災害対応能力の向上に努めます。(H26～H29)
防災資材等整備事業	・アルファ米や粉ミルク等、災害時における非常食等を定期的に購入することにより、大規模災害発生時の初期段階における応急態勢を整備します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

6 災害対応能力の向上

施策38 消防力の充実

(1) 現状と課題

東京消防庁による1本署、4出張所体制の常備消防と、18個分団による消防団の非常備消防により、災害体制を整備しています。しかし、消防団員の市外勤務者の増加などにより、平日昼間の火災等における出動に際し、団員の確保が難しくなることが想定されます。また、消防団の活動に必要な車両や資器材の計画的な整備・更新が必要です。

(2) めざす姿

市民一人ひとりが日ごろから火災防止に心がけています。

また、各種災害に迅速・的確に対応できる消防力を確保することにより、火災や地震、風水害などの災害から市民の身体、生命及び財産への被害が最小限に抑えられています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
1,000世帯当たりの火災発生件数(件)	火災発生件数を一定割合で表しています。減少を目指します。	0.90 (H23年度)	0.63以下
消防団員の定員充足率(%)	消防団員の定員数が確保されているかどうかを表しています。	99.0% (H23年度)	100.0%
火災による死者数(人)	火災による死者数です。なるべく少ない人数となるよう努めます。	1人 (H23年)	0人

市民に期待すること

- ・消防団の活動を理解し、消防団へ積極的に入団する。
- ・住宅用火災警報器の設置や定期的な維持・管理など、自分で出来る火災予防はすべて実施する。(自己対応力の向上)

(3) 施策の方向性

- ・消防団の活動内容を市民に広く理解していただくため、消防団の活動を広報や市HPなどでPRします。
- ・消防団と市民、東京消防庁との連携を強化します。
- ・消防団活動に必要な不可欠であるポンプ車や資器材を計画的に更新します。
- ・消防水利の適切な維持管理・設置に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
広域的消防連携事業	・本市の常備消防事務については、今後も東京消防庁へ委託します。(H26~H29)
消防団活動支援事業	・今後も府中市消防団の活動を支援します。(H26~H29)
消防団ポンプ車更新事業 ※	・府中市消防団が使用しているポンプ車を定期的に更新します。(H26~H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 110億円

※「消防団ポンプ車更新事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。